

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民またはその子で経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学資金の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (平成 29 年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000 円
大学・専修学校専門課程		23,000 円

奨学資金新規貸与者数 (人)

区分	21	22	23	24	25	26	27	28
高校生	13	20	10	17	21	20	15	12
大学生	16	23	26	18	12	14	13	13
専修学生	2	9	4	2	4	5	6	3

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、以下の基準により、入園料・保育料の減免措置を講じている。

なお、全ての公立幼稚園及び一部の私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度による給付制度に移行しており、国の補助対象外となっている。

保育料等減免(補助)基準(平成 29 年度) (園児一人当たり年額)

世帯区分	措置区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割					
				非課税	5,000 円以下	10,000 円以下	77,100 円以下	211,200 円以下	211,200 円超
公立	第 1 子	子ども・子育て支援制度に変更(補助制度による措置は廃止)							
	第 2 子								
	第 3 子以降								
私立	第 1 子	308,000 円	272,000 円	139,200 円		62,200 円			
	第 2 子		308,000 円	223,000 円		185,000 円	154,000 円		
	第 3 子以降※1	308,000 円							
公立	第 1 子	12ヶ月分 82,800 円	8ヶ月分 55,200 円	3ヶ月分 20,700 円	1ヶ月分 6,900 円				
	第 2 子		10ヶ月分 69,000 円	6ヶ月分 41,400 円					
	第 3 子以降※2	12ヶ月分 82,800 円							
私立	第 1 子	8,700 円							
	第 2 子	8,700 円							
	第 3 子以降※2	8,700 円(別途 308,000 円を上限とする補助金有)							

※1 第 3 子以降とは、小学校 3 年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第 1 子目として数え、在園児が第 3 子目以降となる園児をいう。

※2 第 3 子以降とは、中学校 3 年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第 1 子目として数え、在園児が第 3 子目以降となる園児をいう。

私学助成

私立学校の教育条件の維持向上を図り、私学教育の振興に寄与する。

(平成 29 年度)

区分	幼稚園	小・中学校	高校ほか
運営費	400,000 円 (200,000 円) $\left\{ \begin{array}{l} +100 \text{円} \times \text{園児数} \\ +440 \text{円} \times \text{園児数} \\ +670 \text{円} \times \text{園児数} \end{array} \right.$	市内在住生徒 一人当たり 3,800 円	市内在住生徒 一人当たり 3,800 円
研修費	(園長+教員数) $\times 10,000$ 円	—	—
建設費	要綱補助	予算補助	予算補助